

調整結果報告第12号

平成16年11月12日

(報告済)

【協定第22号】

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

記

協 定 項 目	行政区の取扱い
調 整 の 内 容	新町において、住民にとって最も身近な自治会組織であることに十分配慮し、行政区の再編を検討する。
調整の具体的内容	2. 行政区は、現町において住民感情、地域の実情に考慮しつつ統合再編に努め、新町に移行する。 3. 駐在員の報酬等については、合併時に調整する。
上 記 内 容 の 調 整 結 果	別紙のとおりとする。

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容 (案)

協定項目		行政区の取扱い			
区分	町の現状			新町における調整の具体的内容	
	白石町	福富町	有明町		
駐在員（嘱託員）の人数	35人	9人	13人	・駐在員の総数を、44人とする。なお、現白石町は22人、現福富町及び現有明町については現行のとおりとする。（適用は、平成17年4月1日からとし、それまでの間は、現行の人数とする）	
駐在員会（嘱託員会）の開催数等	毎月1回	毎月2回	毎月第1木曜日	開催日程 毎月15日に、1回開催する。（15日が閉庁日の場合は、翌週の最初の開庁日とする）	
	22日。祝祭日の場合は翌月曜日	毎月6日・20日	行事が重ならないよう調整有	内容 1. 町からの各種調査・周知依頼、意見交換を行い、地区の状況を把握する。 2. 担当地区住民との連絡調整。	
駐在員（嘱託員）に依頼している業務内容	配布日	毎週金曜日	毎月2回	毎月5日・15日	配布日 毎月2回の配布日を別に設ける。 町から文書を駐在員まで配布し、これを受けて、各地区の住民へ配布してもらう。
		定例嘱託員会時は原則文書配布依頼はしない。	駐在員会開催時	当日が休みの日には翌日	
	配布方法	北明校区の一部を除きすべて下部組織に依頼 区長・班長・生産組合長等	下部組織に依頼 小路世話人	下部組織に依頼 各嘱託員→各区长→代表評議員→班長	配布方法 各駐在員→各区长→班長 (配布方法は、原則として上記の方法とする。)
		配布文書の種類	<ul style="list-style-type: none"> 町広報誌 毎月最終金曜日 県民だより 毎月最終金曜日 議会だより 年4回議会終了後 公民館だより 毎月最終金曜日 他各種広報誌 随時 町税等納付書 町民税等督促状 水道料納付書 選挙入場券 農業委員会選挙人名簿申請書 個人宛通知 	<ul style="list-style-type: none"> 町広報誌 毎月6日 県民だより 毎月6日 議会だより 年4回議会終了後 社協だより 随時 他各種広報誌 随時 町税等納付書 西佐賀水道納付書 選挙入場券 農業委員会選挙人名簿申請書 各種検診通知 各種検診結果 町体育協会費 P T A新聞 	
	各種調査、申込書等の取りまとめ	各課依頼の調査表配布及び取りまとめ 交通災害共済加入者証の配布 交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ	各種アンケート調査票配布、取りまとめ 交通災害共済加入者証の配布 交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ	各課依頼の調査表配布及び取りまとめ 交通災害共済加入者証の配布 交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ	町が依頼する各種調査の取りまとめ 交通災害共済加入等の取りまとめ
	地区住民への周知指導	町主催の行事、各種事業の周知	クリーンデーの周知及び従事 町主催の行事、各種事業の周知	町主催の行事、各種事業の周知	町及び関係行政機関主催の行事（クリーンデー等）、各種事業の周知
	災害時等の被害状況の収集・報告	非常災害時の住民連絡、状況報告 地区の危険箇所の状況調査	非常災害時の住民連絡、状況報告	非常災害時の住民連絡、状況報告	災害の予防（危険箇所の報告等） 災害発生時の地区の状況取りまとめ及び報告
	選挙関係	投票立会人	選挙投票日の投票立会人	投票立会人	選挙投票日の投票立会人
	その他	各地域の防犯灯状況調査 国勢調査員 各地域の不法投棄の状況調査	交通安全週間に伴う街頭での交通指導	地区の水利に関すること	その他町が依頼する業務

駐在員報酬等（案）

（単位：円）

3町の状況											新 町		県内同規模				類似団体 (VI-2)		設定根拠
区分	白石町		福富町		有明町			3町平均額											
	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬	基準	報酬			
均 等 割	月 額	31,800	月 額	66,000	年 額	368,100	月額換算	30,675	月 額	42,820	月 額	43,000	年 額	97,500	月額換算	8,125	月額右記以 内	210,000	特別職の整備方針 1 による
世 帯 割	月 額	330	月 額	90	年 額	1,500	月額換算	125	月 額	180	月 額	200	年 額	2,600	月額換算	217	-	-	

区分	白石町			福富町		有明町		新町（案）		参考（年間必要見込額）	
	名称	基準	金額	名称	内容	名称	内容	名称	内容	世帯数	合計額(千円)
行政区への助成金	制度なし			世話人手当 償費	（報 ） 1世帯 1,000円 で、町世帯総数を総 額とし、平等割 (30%)、世話人数 割(30%)、世帯数 割(40%)で区ごとに 配分算出する。	区活動助成金	1世帯あたり、1,000円 を区ごとの世帯数に乗じ て、区に活動助成金とし て配分する。	行政区運営費 付金	交 1世帯あたり、1,000 円を区ごとの世帯数に 乗じて、区に運営費交 付金として交付する。	7,688	7,688

※なお、新町（案）については、平成17年4月1日より適用し、それまでの間は、現町のままとする。